

『歳末たすけあい激励金』のご案内

皆様から寄せられる歳末たすけあい募金から、年末年始に支援を必要とされている世帯に対して激励金を配分いたします。『申請方式』にて申込を受付ます。

対象となる世帯は

令和2年10月1日現在、小山町に居住し年末年始も引き続き小山町に在宅している方で、次の(1)と(2)の両方に該当する世帯が対象となります。

(1)世帯全員(居住および生計を共にする者の全員)の住民税が非課税となっている世帯
申請内容の確認のため次のいずれかの方法をお選び下さい。

- ① 小山町社会福祉協議会に対して、課税(所得)証明書(非課税証明書)の受領を委任する。
(申請書裏面の委任状に署名・捺印をお願いします。)
- ② 世帯の課税状況が確認できる書類を添付する。

(2)下記のいずれかの事由により経済的援助を必要とする世帯(町内在住者に限る)

母子・父子世帯 満18歳未満の子どものいる世帯で、児童扶養手当の全額受給世帯
(ただし、満18歳であっても高等学校在学中は対象)

障害者・児のいる世帯 次の手帳を取得している障害者・児のいる世帯(在宅に限る)
・身体障害者手帳 1・2級
・知的障害者療育手帳 A・B
・精神障害者保健福祉手帳 1・2級

要介護者のいる世帯 要介護4または5の介護認定者を自宅で介護している世帯

独居高齢者世帯 満65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯で、経済的支援を必要とする世帯

著しく生活にお困りの世帯 ・日常的に、著しく生活に困っている世帯

新型コロナウイルスの影響により生活にお困りの世帯 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等で収入が減少し、著しく生活に困っている世帯
(生活福祉資金特例貸付を受けている世帯と生活保護世帯は除く)

(3)令和3年1月15日(金)までに申請内容に変更のない世帯

(町外転出や施設入所等の世帯状況が変更した場合、激励金の配布対象外となる場合もあります)

申請の方法は

右側の歳末たすけあい激励金配分申請書によりお申込ください。

*申請書類は下記の①②③のいずれかの方法で提出ください。

- ① 小山町社会福祉協議会窓口へ直接持参 (小山町健康福祉会館)
- ② 郵送【郵送先 / 〒410-1311 小山町小山75-7 小山町社会福祉協議会】
- ③ 民生委員・児童委員を通じて提出

該当事由(2)について、本会が必要と認める場合は行政に照会することがあります。同意承諾いただける場合は申請書に署名・捺印をお願いします。

提出期限 10月30日(金)まで (ファックスによる受付は不可)

配分金額 募金実績と配分世帯数により激励金配分金額が決定されます。

配分方法 配分決定世帯には、担当地区民生委員児童委員が直接お届けします。

配分時期 令和2年12月下旬から令和3年1月15日(金) (予定)

お問合せ先 お住まいの地区を担当する民生委員児童委員または小山町社会福祉協議会



社会福祉
法人

小山町社会福祉協議会 (TEL76-9906)

〒410-1311 小山町小山75-7 健康福祉会館2階